

# 技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成 20 年 3 月

## 1 現状

### (1) 技能労務職員の人数、平均年齢、平均給与等

職員数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
133 人	47 歳	369,839 円	394,315 円

- ※ 「平均給料月額」とは、平成 19 年 4 月 1 日現在における技能労務職員の基本給の平均です。
- ※ 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

### (2) 年齢別職員数（平成 20.3.31 現在）

区分	20 歳 ～ 未 満	20 歳 ～ 23 歳	24 歳 ～ 27 歳	28 歳 ～ 31 歳	32 歳 ～ 35 歳	36 歳 ～ 39 歳	40 歳 ～ 43 歳	44 歳 ～ 47 歳	48 歳 ～ 51 歳	52 歳 ～ 55 歳	56 歳 ～ 59 歳	60 歳 以上
職員数	人 0	人 0	人 0	人 1	人 8	人 9	人 22	人 27	人 21	人 18	人 21	人 6

### (3) その他給与に関する事項

#### ア 給料表

行政職給料表（二）適用

#### イ 技能労務職に係る特殊勤務手当

手当名称	支給要件	支給単位
汚物処理手当	じん芥、し尿処理等	月額 3,000 円

#### ウ 昇格基準

毎年 4 月 1 日に前 1 年間における勤務成績に応じ、4 号給（55 歳を超える場合は 2 号給）を標準として昇給する。

## 2 基本的な考え方

技能労務職については、平成 18 年度より退職者の新規採用による補充をしておりません。また給与に関しましては、民間の同種の職種に従事する者との均衡に留意しながら国、県、近隣市における同種の職員の給与等を参考にし、平成 20 年度中も必要に応じ、引き続き関係者等と協議を行い、今後とも適正な給与制度・運用となるよう取組んでいきます。

## 3 具体的な取組内容

平成 19 年度に給与構造の見直しを行いました。その結果、給料水準を国の行政職給料表（二）に準じて改正しました。

また、平成 19 年 12 月より地域手当を削減（1 %→0%）しています。

## 4 その他

今後、行政全般に関して行財政改革の基本方針に従い、全事務事業のゼロベースからの見直しや民間委託等の推進、指定管理者制度の活用等に順次取組んでいきます。